

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年6月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300807号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400019号

第1 結論

請求者のA社における令和3年8月31日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和3年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和3年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和3年8月31日

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。貸金台帳を提出するので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の顧問社会保険労務士から提出された令和3年分貸金台帳により、請求者は、請求期間に同社から1千万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額150万円(上限額)に基づく厚生年金保険料(13万7,250円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和3年8月31日の賞与について、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出(令和5年12月5日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和3年8月31日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2400033 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400020 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 15 年 7 月 18 日の標準賞与額を 35 万 1,000 円、同年 12 月 5 日の標準賞与額を 32 万 1,000 円、平成 16 年 7 月 16 日の標準賞与額を 35 万 3,000 円及び同年 12 月 3 日の標準賞与額を 39 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 3 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 7 月 18 日、同年 12 月 5 日、平成 16 年 7 月 16 日及び同年 12 月 3 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 18 日
② 平成 15 年 12 月 5 日
③ 平成 16 年 7 月 16 日
④ 平成 16 年 12 月 3 日

A 社の同僚から、同社に係る標準賞与額の記録が訂正された話を聞いた。預金通帳を提出するので、私の記録も訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から④までについて、請求者から提出された預金通帳及びA社の複数の同僚が保有する賞与明細書 (以下「同僚の明細書」という。) から判断すると、請求者は当該期間において、同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、請求者から提出された預金通帳及び同僚の明細書により推認できる賞与額から、請求期間①は35万1,000円、請求期間②は32万1,000円、請求期間③は35万3,000円、請求期間④は39万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成15年7月18日、同年12月5日、平成16年7月16日及び同年12月3日の賞与に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。